

## 今治市大学ゼミ合宿等支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大学等が行うまちづくりに資するゼミ合宿等のフィールドとして今治市が学びの場を提供することで、地域課題の解決及び持続可能なまちづくりを実現させるため、市内宿泊施設を利用してゼミ合宿等を行う団体（以下「合宿団体」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号）の定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校又は専修学校（専門課程に限る。）をいう。
- (2) 教員等 大学等の教授、准教授、講師、助教、助手及び研究員をいう。
- (3) 大学ゼミ合宿等 大学等の生徒や教員等が集まり、市内に宿泊して行う調査、研究学習等を目的としたゼミ合宿やフィールドワークをいう。
- (4) 企業等 今治市内に事業所を有し、求人を行っている事業者をいう。
- (5) 市内宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条に定められた許可を受けている市内の宿泊施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条に定められた届出を行っている市内の宿泊施設をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる全ての要件を満たす大学ゼミ合宿等とする。

- (1) 今治市のまちづくりに資する内容であること。
- (2) 宿泊人数が5人以上であること。
- (3) 市内宿泊施設に宿泊すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する大学ゼミ合宿等は、補助対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体が主催又は共催するもの
- (2) 教員等の引率がないもの
- (3) 前2号に定めるもののほか市長が適当でないと認めるもの

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となるものは、前条に規定する大学ゼミ合宿等を実施する合宿団体とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費は、市内宿泊施設の宿泊費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、一人一泊当たり3,000円(合宿等の実施中に企業等への訪問を行う場合は5,000円)を上限とする。ただし、1団体に対する補助金は、一会計年度あたり100,000円を上限額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、今治市大学ゼミ合宿等支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 今治市大学ゼミ合宿等支援事業実施計画書(別記様式第2号)
- (2) 合宿等参加者予定名簿
- (3) 合宿等予定行程表
- (4) その他市長が必要と認める書類

(審査及び交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、今治市大学ゼミ合宿等支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の交付に条件を付することができる。

3 市長は、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、その旨を今治市大学ゼミ合宿等支援事業補助金不交付決定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ今治市大学ゼミ合宿等支援事業補助金事業変更承認申請書(別記様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額の変更
- (2) 事業内容の重要な変更

2 市長は、前項の申請があったときは、審査のうえ変更の承認の適否を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第9条 補助事業者は、やむを得ない事情により補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ今治市大学ゼミ合宿等支援事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは今治市大学ゼミ合宿等支援事業補助金実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）合宿等宿泊者名簿
- （2）合宿等行程表
- （3）宿泊先の領収書の写し
- （4）活動写真
- （5）その他市長が必要と認める書類

2 企業等への訪問を行った場合は、前項の書類に加えて、企業等訪問証明書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、今治市大学ゼミ合宿等支援事業補助金交付額確定通知書（別記様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第12条 前項の規定により補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、今治市大学ゼミ合宿等支援事業補助金請求書（別記様式第10号）により市長に補助金の請求をするものとする。

2 市長は、前項の請求を受けた場合は、補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1）この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- （2）この要綱により、市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- （3）前2号に掲げる場合のほか、補助事業の施行について不正の行為があったとき。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。